



〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号  
草加市 自治文化部 都市農業振興課  
TEL:048-922-0842(直通) / FAX:048-922-3406

## 「農」に関する相談窓口 都市農業ワンストップ窓口



農業に関する様々なお悩み。  
都市農業振興課はそのような  
お悩みについての相談窓口を  
設置いたしました。



草加市

# 都市農業ワンストップ窓口 開設の目的

草加市では、市内の都市農業を推進していくため、令和元年度に草加市都市農業振興基本計画を策定し、令和2年度には市役所の新たな組織として都市農業振興課をつくりました。

基本計画の策定過程で、都市農業に携わる様々な関係者からのご意見をいただき、都市農業経営に必要な制度の周知と、法制度や支援制度に関する相談窓口の必要性を改めて感じました。そこで、「農」に関する相談窓口を一元化し、関係機関とも連携しながら、農家の皆様の将来設計に寄り添った対応を進めていくため、都市農業ワンストップ窓口を開設しました。

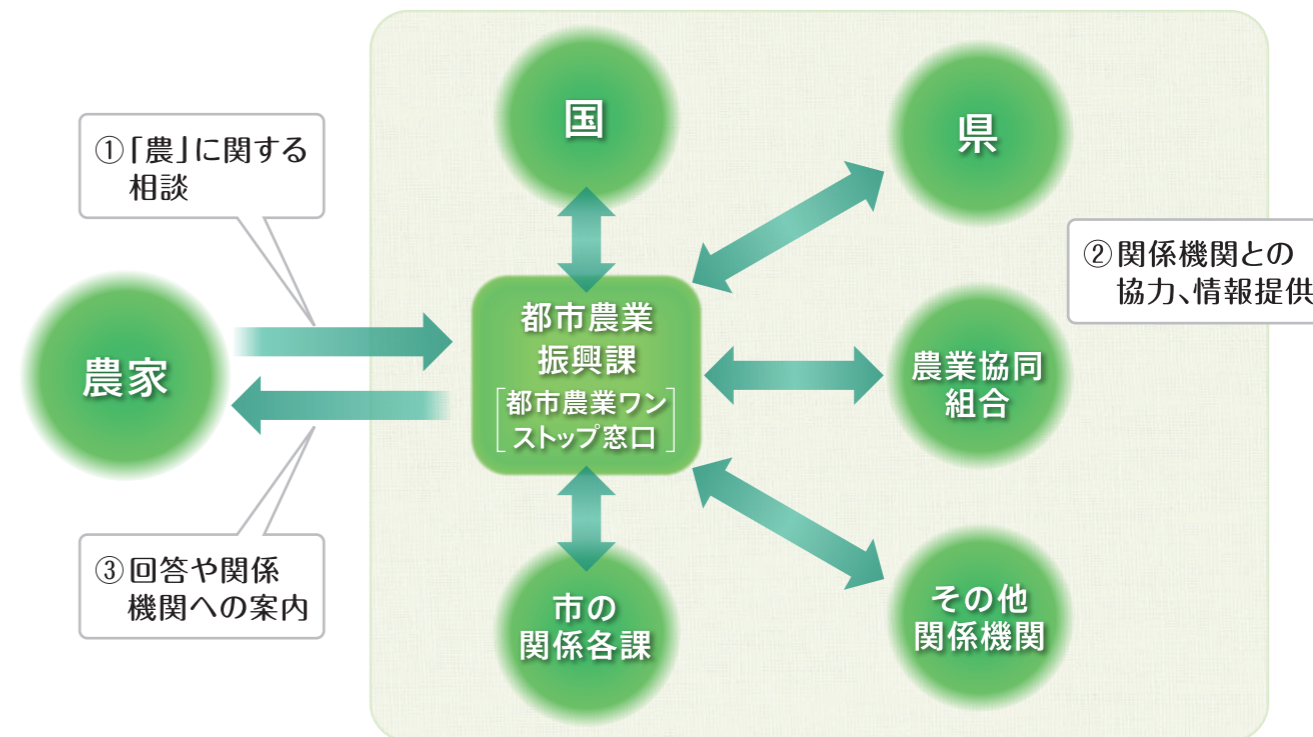
農業に関する相談ごとに対応し、多岐にわたる支援制度の周知を行い情報を集約する中で、農地の貸借や売買、新規就農や販路拡大のマッチングなど、農家の皆様のニーズに的確に対応していくための窓口です。

まずは「農」に関するお悩みやご相談がありましたら、都市農業振興課にご連絡ください。

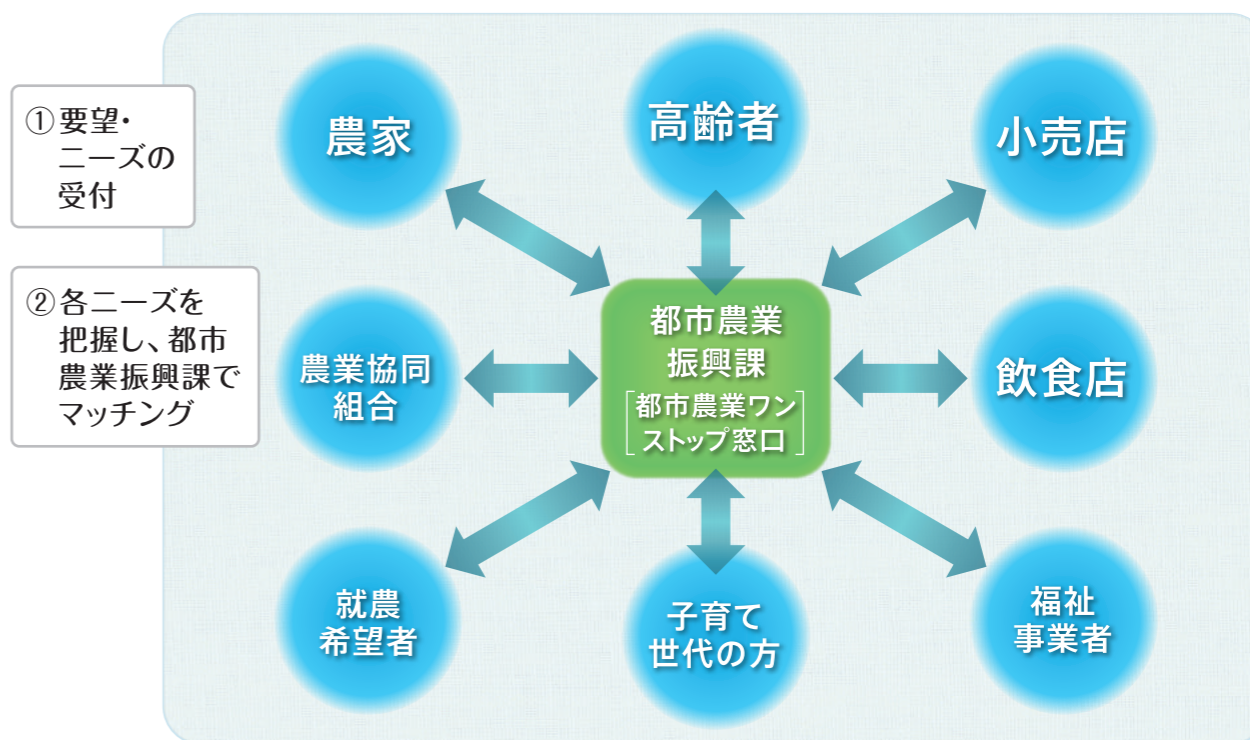
## 目次

窓口のイメージ	1P
① 農地に関するご相談	2P
② 農業の担い手	4P
③ 認定制度等	5P
④ 農家支援制度	6P
⑤ 農業経営・販路拡大等	8P

## 都市農業ワンストップ窓口のイメージ



## ニーズ把握・マッチングのイメージ



# 1 農地に関するご相談

## 農地の貸借、売買

今ある農地では足りないので営農拡張したい方、農地が広すぎて管理ができないなど農地に関することでお悩みの方はいらっしゃいませんか。制度改正により、生産緑地の貸借が円滑に行えるようになりました。都市農業振興課では市内の農地の貸し借り、売買のニーズを随時お伺いし、マッチングさせていただきます。



## 生産緑地の貸借等

都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年に制定されました。これにより、生産緑地の貸借がしやすくなり、農家の高齢化に伴い維持管理が困難になった生産緑地を営農意欲のある農家へ貸借することや、生産緑地での市民農園の開設が可能となりました。なお、事前に市や農業委員会の認定や承認を受ける必要があります。（※相続税納税猶予制度を受けている農地も対象となります。）

## 農地の管理

農地が広すぎる、人手が足りない、高齢による体力低下などの理由で農地が管理できなくてお悩みの方はいらっしゃいませんか。草加市は農地と住宅が密接しているところが多く、近隣への配慮などご苦労が多いと思います。

これまで生産緑地の貸し借りはハードルの高いものでしたが、法改正により一定の条件で農家に貸し出すことや、市民農園として開設できるようになりました。



## 市民農園の開設

市では、市民が農業に関心を持ち、土に親しむ場づくりを目的とした市民農園の開設を推進しています。

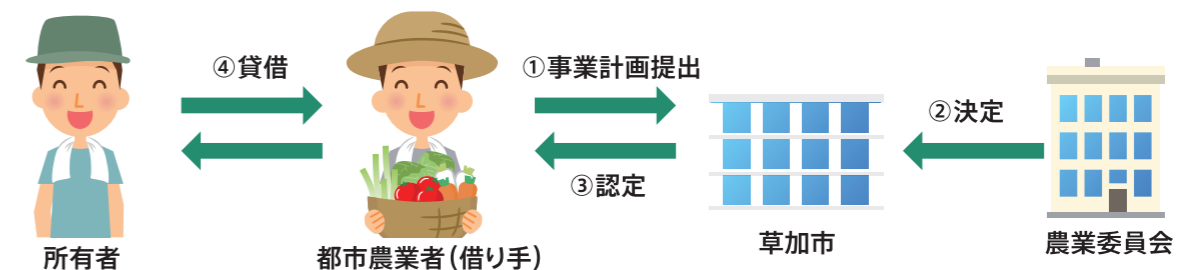
市と貸付協定を締結し、農家や民間企業等が管理者となって、市民の方が農産物の栽培を行います。

また、一定の条件で生産緑地についても市民農園にすることができます。



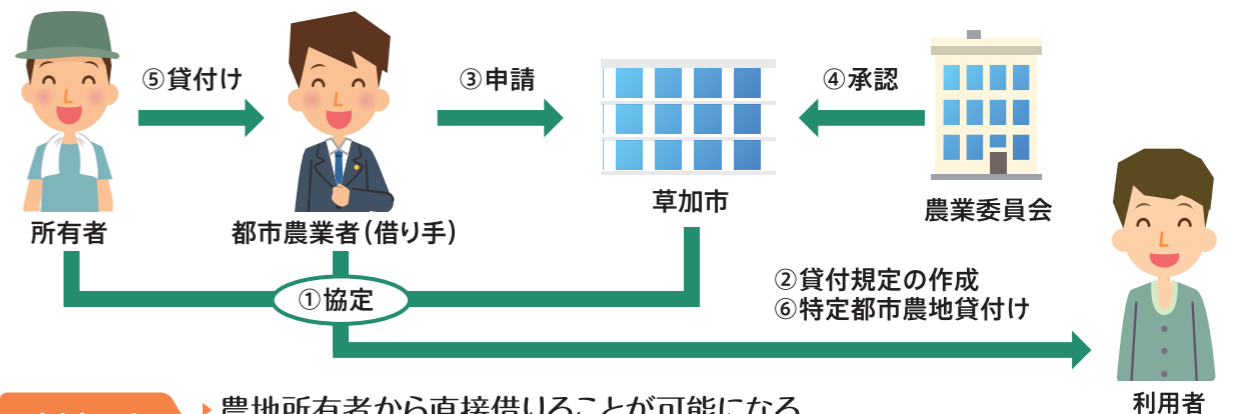
## 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

### 1 都市農地を借りて自ら耕作する場合



- メリット**
- ▶ 農地法の法定更新が適用されない
  - ▶ 相続税納税猶予を受けたまま農地を貸することができる(税務署への届出必要)

### 2 都市農地を借りて市民農園を開設したい場合



- メリット**
- ▶ 農地所有者から直接借りることが可能になる
  - ▶ 相続税納税猶予を受けたまま農地を貸することができる(税務署への届出必要)

## 2 農業の担い手

### 農作業を手伝って欲しい、雇用したい

人手が足りない方、高齢のため農作業が年々大変になってきた方はいらっしゃいませんか。都市農業振興課では、就農したい、手伝いたい方のニーズを随時集約しています。

農作業を手伝って欲しい方、雇いたい方のニーズも把握し、マッチングさせていただきます。



### 新規就農したい、農業の手伝いをしてみたい

草加市内で農業を始めたい、農業の手伝いをしてみたいと考えている方は、都市農業振興課までご相談ください。

都市農業振興課では、農家さんから農作業のお手伝い、雇用のニーズを随時集約しています。

まずはニーズの把握をさせていただき、関係機関と連携を図りながら案内をさせていただきます。

### 農業法人化や団体の設立を考えている

農業法人化は経営・人材管理、対外信用力、制度資金の利用、事業継承等において様々なメリットがあります。また、農家の方が何名かで団体を設立することにより、対象となる支援制度もあり、皆様に情報交換もできます。

都市農業振興課では皆様からニーズや相談を随時募集しており、法人化や、団体設立を考えている方などのマッチングも行っています。



## 3 認定制度等

### 認定農業者制度

認定農業者とは、経営改善のための計画をつくり、市の基本構想に基づき認定を受けた農業者のことです。認定農業者は性別を問いません。また、家族経営協定等を結び、経営主以外の奥さんや息子さん等が共同経営者となっていれば、複数の者による共同申請ができます。

認定農業者になると、計画達成に向けた取組に対し、有利な融資や講習会、農業者年金補助などの支援が受けられます。



### 庭先販売農家

地産地消と地域内流通を推進するため、農家と市との間で協定書を締結し、農家が生産した新鮮な農産物を庭先や生産畑で販売する庭先販売農家を募集しています。

庭先販売農家として登録された方には、庭先販売マップへの掲載や、標示板・のぼり旗などの配布を行っています。また、庭先販売農家に対しては、庭先販売に必要な施設整備を行う場合の一部補助制度もあります。



# 4 農家支援制度

## 出荷用資材補助

市では、『草加』または同等の産地表示がされた段ボール箱・鮮度保持袋 (FG袋) 及び出荷用資材に貼付する産地表示がされたシールが補助の対象となります。版作成費・購入費のうち、1/2の金額 (上限あり) を補助します。予算がなくなり次第、受付終了となります。



## 庭先販売施設整備補助

市では、庭先販売農家に対し、農産物の陳列棚 (ロッカー一式も含む) や防犯カメラ等の施設整備費のうち1/2の金額 (上限あり) を補助します。予算がなくなり次第、受付終了となります。 交付決定前に発注してしまうと、補助金が交付できませんので、事前に補助金が利用できるか、都市農業振興課までご確認ください。



## 支援制度をもっと知りたい方へ

農業に係わる支援制度は、市の制度のほか国、県にもさまざまなものがあります。まずは都市農業振興課までご相談ください。  
※内容によっては回答にお時間をいただくこともございますが、皆様のお話を伺う中でよりよい提案を目指してまいります。



## 農業制度資金について

### ▶ 農業近代化資金

意欲と能力を持つ農家に対し、経営改善に必要な施設資金等を融通するため、県および市等が農業協同組合等の民間金融機関に利子補給を行うことにより、長期かつ低利の資金を融資します。

借入限度額	個人：1,800万円 法人：2億円
償還期限	7～20年以内 (据置2～7年以内)
融資率	原則80%以内 (認定農業者は100%)

### ▶ スーパーL資金

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即した規模拡大や、その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本政策金融公庫等が融資します。

借入限度額	個人：3億円 法人：10億円
償還期限	25年以内 (据置10年以内)

その他にも用途に応じた資金の種類がございます。お借り入れの際は取扱金融機関 (日本政策金融公庫、農業協同組合など) にご相談ください。また、ご不明な点がございましたら、まずは都市農業振興課までご相談ください。



## 新たな支援制度が必要な方

農業経営を行う中で、新たな支援が必要な方、現行の支援制度の利用についてお悩みの方は、都市農業振興課までご相談ください。  
※予算の都合上、即応することが難しい場合もありますが、ヒアリングを行いながら、よりよい制度設計を行ってまいります。



# 5 農業経営・販路拡大等

## 販路拡大

市では草加産の農産物等のファンを増やし、地産地消の推進、知名度の向上を図るため、PRしていただける飲食店・小売店を「草加市地場農産物使用推進店」として登録する取組を令和2年度から実施しています。また、学校へ新鮮な農産物を直接納品いただける「食育応援農家」の登録もごさいます。現在の販路に加えて、飲食店、小売店や学校給食など新たな販路拡大についてもご相談ください。



## 農福連携事業

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。また、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな担い手の確保につながる可能性もあります。近年、全国各地において、様々な形での取組が行われており、農福連携は確実に広がりを見せています。



## 新規プロジェクトの企画・運営

草加市都市農業振興基本計画に掲げる「農がある都市(まち)・そうか」の実現のため、様々な立場の皆様と関わり合いながら取り組んでいくことが必要です。地産地消の推進、多様な働き方の創出、都市農業の魅力の醸成のため、新規プロジェクトの企画・運営等に興味がある方はご相談ください。



## 有機JASなどの認証取得

「有機」、「オーガニック」などの名称の表示を行うためには、登録認証機関の検査を受けた上で、有機JAS認証を取得する必要があります。

- 周辺から使用禁止資材の飛来・流入の防止措置を講じている
  - は種又は植付け前の2年以上、化学肥料や化学合成農薬使用しない
- などの条件を満たす必要があります。



有機農業関連情報(農水省HP)



有機JASについて(農水省HP)

## 6次化製品の開発・販売

6次化とは、農家等が農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)にも主体的にかかわり、新たな付加価値を生み出す取組のことです。

埼玉県では、「埼玉県6次産業化サポートセンター」を設置し、個別相談や各種研修会の開催等を通じて、サポートする体制があります。



## イベント等の開催

市では、都市農業の魅力をもっとPRすることを目的に、草加都市農業フェアや草加市農業祭をはじめ、「農」に係わるイベントの開催を支援しています。また、市内の各イベントにおいて農産物の直売を通じて、農業に対する市民の理解を深めています。イベントへの参加や、自らマルシェなどのイベント開催をお考えの方は、ご相談ください。